

改正

昭和47年7月25日幸区選挙管理委員会告示第5号
昭和49年4月12日幸区選挙管理委員会告示第6号
昭和50年11月10日幸区選挙管理委員会告示第50号
昭和51年7月31日幸区選挙管理委員会告示第11号
昭和57年7月6日幸区選挙管理委員会告示第9号
昭和57年11月10日幸区選挙管理委員会告示第17号
昭和63年3月12日幸区選挙管理委員会告示第4号
昭和63年3月30日幸区選挙管理委員会告示第5号
平成2年3月30日幸区選挙管理委員会告示第17号
平成8年4月19日幸区選挙管理委員会告示第5号
平成10年4月24日幸区選挙管理委員会告示第5号
平成11年9月2日幸区選挙管理委員会告示第31号
平成13年3月31日幸区選挙管理委員会告示第13号
平成16年3月31日幸区選挙管理委員会告示第8号
平成19年3月30日幸区選挙管理委員会告示第22号
平成20年3月24日幸区選挙管理委員会告示第4号
平成20年9月2日幸区選挙管理委員会告示第14号
平成21年3月19日幸区選挙管理委員会告示第3号
平成22年3月19日幸区選挙管理委員会告示第3号
平成22年6月2日幸区選挙管理委員会告示第8号

川崎市幸区選挙管理委員会規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条～第6条）
- 第3章 会議（第7条～第10条）
- 第4章 委員長の職務権限（第11条・第12条）
- 第5章 処務（第13条～第23条）

第6章 公文書（第24条・第25条）

第7章 公印（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20第5項において準用する法第194条の規定に基づき、川崎市幸区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

〔注〕 第2条以下は川崎市川崎区選挙管理委員会規程の規定と同じ。ただし、第5章処務第17条及び第7章公印第26条については次によらるたい。

第2章 組織

（委員長の選挙）

第2条 委員長は、委員の互選とする。得票が同数であるときは、くじでこれを定める。

（委員長の任期）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長等の異動）

第4条 委員長、委員長の職務を代理する者（以下「委員長職務代理者」という。）又は委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（所属政党等変更の届出）

第5条 委員は、その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し、若しくは所属しなくなった場合は、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

（参与）

第6条 委員会に参与を置き、区長の職にある者に委員会が委嘱する。

2 参与は、委員会に属する事務で重要な事項に参画する。

第3章 会議

（委員会の招集）

第7条 委員会の招集は、委員に対する通知によりこれを行なう。

2 前項の通知には、委員会の開催の日時、場所及び議題を付さなければならない。

3 委員が委員会の招集を請求しようとするときは、委員長に会議の日時及び付議すべき案件を示

した文書をもってしなければならない。

4 委員の選挙後最初に行なわれる委員会の招集は、年長の委員がこれを行なう。

(委員会欠席の届出)

第8条 委員会に出席することができない委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議の公開)

第8条の2 委員会の会議（法第189条第1項に規定する会議をいう。）は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第10条 委員長は、書記に会議録を調製させ、出席委員の氏名、会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 出席委員は、前項の会議録を点検し、その末尾に署名しなければならない。

第4章 委員長の職務権限

(処理事項)

第11条 委員長の処理する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 委員会に議案を提出すること。
- (3) 委員会の議決を執行すること。
- (4) その他委員会の庶務に関すること。

(市委員会との関係)

第12条 委員長は、次の各号に掲げる事項については、すみやかに川崎市選挙管理委員会に報告しなければならない。

- (1) 委員会規程の制定及び改廃
- (2) 委員及び職員の異動
- (3) 委員会の会議の結果

第5章 処務

(事務室の設置)

第13条 委員会に関する事務を処理するため、事務室を置く。

2 事務室に選挙係を置く。

(事務分掌)

第14条 事務室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の収発及び保存に関すること。
- (3) 選挙の執行に関すること。
- (4) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (5) 選挙の統計に関すること。
- (6) 直接請求事務の執行に関すること。
- (7) 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。
- (8) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。
- (9) 選挙啓発に関すること。
- (10) 憲法改正国民投票に関すること。
- (11) 住民投票の事務に関すること。
- (12) 前各号に定めるもののほか必要と認められること。

(職名)

第15条 法第191条の規定による書記長及び書記は、川崎市事務職員をもってこれに充てる。

(補職等)

第16条 事務室に書記長及び書記次長、係に係長を置く。

2 事務室に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。

3 前2項の書記長、書記次長、課長補佐、係長、担当係長及び主任は、法第191条の規定による書記長及び書記をもってこれに充てる。

4 係職員は、書記とする。

(職に充てる職員)

第17条 前条第1項の書記長は、区役所副区長をもって充てる。

2 書記次長は、区役所総務課長をもって充てる。

3 課長補佐は、区役所総務課の選挙統計事務を担当する課長補佐をもって充てる。

4 係長は、区役所総務課の選挙統計事務を担当する担当係長をもって充てる。

5 担当係長は、区役所総務課の選挙事務を担当する担当係長をもって充てる。

6 主任は、区役所総務課の選挙事務を担当する主任をもって充てる。

7 職員は、区役所総務課の選挙事務を担当する職員をもって充てる。

(職務)

第18条 書記長は、委員長の命を受け、書記次長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

3 主任は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、担当事務を処理する。

(職務の代理)

第19条 第16条第1項及び第2項（主任を除く。）に規定する職員に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(担当事務)

第20条 課長補佐、係長及び担当係長の担当事務は、書記長が定める。

2 主任の担当事務は、書記次長が定める。

3 職員の配置及び担当事務は、書記次長が定める。

(書記長の専決事項)

第21条 次の事項は、書記長が専決する。

(1) 書記次長の出張（外国出張を除く。）の命令及びその復命の受理に関する事。

(2) 書記次長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(3) 臨時的任用職員に関する事。

(4) その他軽易な照会、回答、通知等を処理する事。

(書記次長の専決事項)

第22条 次の事項は、書記次長が専決する。

(1) 課長補佐以下の職員の出張（外国出張を除く。）の命令及びその復命の受理に関する事。

(2) 課長補佐以下の職員の時外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(服務等)

第23条 この章に規定するもののほか、職員の服務、勤務時間及び事務の処理等については、市長の事務部局の例による。

第6章 公文書

(公文書の取扱い)

第24条 公文書の取扱いについては、法令に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。

(告示の方法)

第25条 告示その他公表を要するものは、区の掲示場に掲示して行なう。

第7章 公印

(公印)

第26条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び書記長の公印は、次のとおりとする。

方24mm

方21mm

方21mm

方18mm

字体は、てん書とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則 (昭和47年7月25日幸区選管告示第5号)

この改正規程は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月12日幸区選管告示第6号)

この改正規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年11月10日幸区選管告示第50号)

この規程は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則 (昭和51年7月31日幸区選管告示第11号)

この改正規程は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年7月6日幸区選管告示第9号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和57年7月1日から適用する。

附 則 (昭和57年11月10日幸区選管告示第17号)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月12日幸区選管告示第4号)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月30日幸区選管告示第5号)

この改正規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日幸区選管告示第17号）

この改正規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月19日幸区選管告示第5号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成10年4月24日幸区選管告示第5号）

この規程は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成11年9月2日幸区選管告示第31号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成13年3月31日幸区選管告示第13号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日幸区選管告示第8号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日幸区選管告示第22号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日幸区選管告示第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第14条第8号を加える改正規定については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）附則第1条第2号に規定する政令で定められた日から施行する。

附 則（平成20年9月2日幸区選管告示第14号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月19日幸区選管告示第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第14条第10号の改正規定は、川崎市住民投票条例（平成20年川崎市条例第26号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日幸区選管告示第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月2日幸区選管告示第8号）

この規程は、平成22年6月2日から施行する。